

本庄市環境マネジメントシステムマニュアル

令和7年度改訂版



本 庄 市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

目次

1	本マニュアルについて	1
2	環境マネジメントシステム構築の目的	1
3	環境マネジメントシステムとは	1
4	組織体制	1
5	適用範囲	2
6	環境活動(エコアクション)	3
7	環境経営(エコマネジメント)	4
8	環境自治(エコガバナンス)	5
9	審査	5
10	環境宣言	6
11	SDGs達成への取組	7
12	ゼロカーボンシティ宣言	8
13	本庄市環境マネジメントシステム推進組織体制要綱	9
14	目標	12
15	具体的な取り組み	14
16	対象施設一覧	27
	様式(第1号～第13号)	30

5 適用範囲

庁舎・施設(環境活動<A-01、02、04~07、10~19>、環境経営、環境自治)

市役所本庁舎(資産マネジメント推進課) 児玉総合支所(支所総務課) 保健センター(健康推進課)
上水道施設(水道課) 図書館

課等(環境活動<A-01、02、04~07>、環境経営<M-01~07、09>、環境自治)

秘書課 企画課 広報課 財政課 情報システム課 行政管理課 課税課 収納課 市民活動推進課
危機管理課 市民課 支所市民福祉課 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
保険課 子育て支援課 こども家庭センター 保育課 環境推進課 商工観光課 農政課 産業開発室 支所環境産業課
道路管理課 道路整備課 都市計画課 建築開発課 営繕住宅課 市街地整備室 下水道課 会計課 教育総務課
学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 スポーツ推進課 議会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局

施設(環境活動<A-01、02、04~07、10~19>、環境経営)

市民活動交流センター いずみ保育所 久美塚保育所 前原児童センター 日の出児童センター
児玉児童センター 発達教育支援センター 児玉文化会館

施設(環境活動<A-01、02、04~07>、環境経営<M-01~07、09>)

社会福祉協議会 シルバー人材センター

施設(環境活動<A-01、02、10~14、17>、環境経営)

旧勤労会館 本庄公民館 本庄東公民館 本庄西公民館 本庄南公民館 藤田公民館 仁手公民館
旭公民館 北泉公民館 共和公民館 児玉公民館 本庄総合公園体育館 児玉総合公園体育館

小・中学校(環境活動<A-03、08、09、10~14、17>、環境経営)

本庄東小学校 本庄西小学校 藤田小学校 仁手小学校 旭小学校 北泉小学校 本庄南小学校
中央小学校 児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 本泉小学校 共和小学校
本庄東中学校 本庄西中学校 本庄南中学校 児玉中学校

施設(環境活動<A-10>)

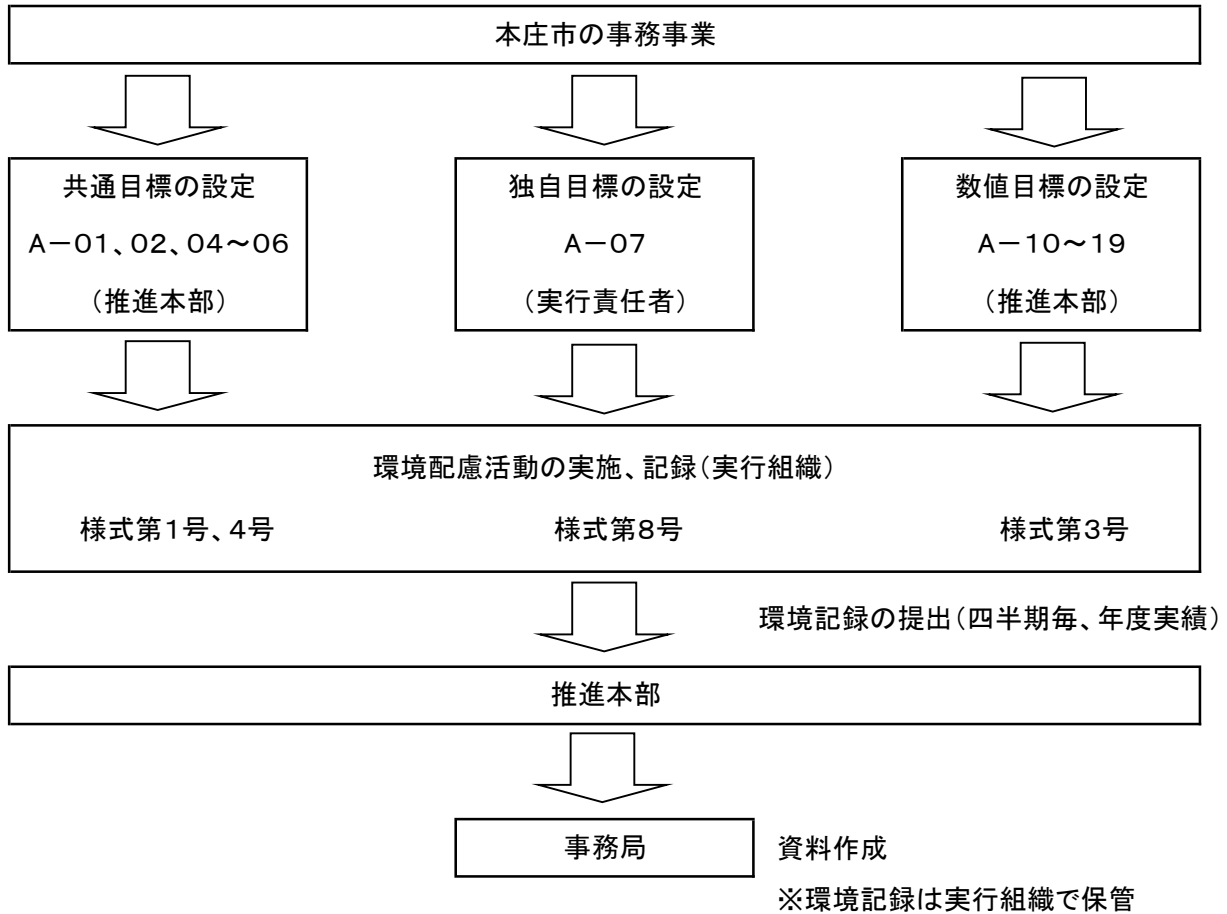
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫 消防団消防器具置場 防災行政無線 老人福祉センターつきみ荘
障害福祉センター 寿学童保育室 あさひ多目的研修センター 本庄早稲田駅自由通路
本庄駅南口自転車駐車場 児玉駅自転車駐車場 本庄早稲田駅自転車等駐車場 本庄駅自由通路
本庄早稲田駅自由通路 駅北口前公衆便所 児玉駅前公衆便所 インフォメーションセンター 公共下水道施設
農業集落排水施設 児玉総合支所第二庁舎 間瀬ダム管理塔 市民文化会館
旧本庄警察署 旧本庄警察署前収蔵庫 旭民具等収蔵庫 塙保己一記念館 雉岡城跡公園
雉岡城跡公園トイレ 競進社模範蚕室 蛭川文化財収蔵庫 下浅見文化財収蔵庫 児玉文化財整理室
児玉文化財収蔵庫 市民球場 若泉運動公園第1グラウンド 若泉運動公園第1テニスコート
共栄公園テニスコート 児玉総合公園グラウンド 若泉運動公園多目的グラウンド 図書館児玉分館

施設(環境活動<A-10>、環境経営<M-5>)

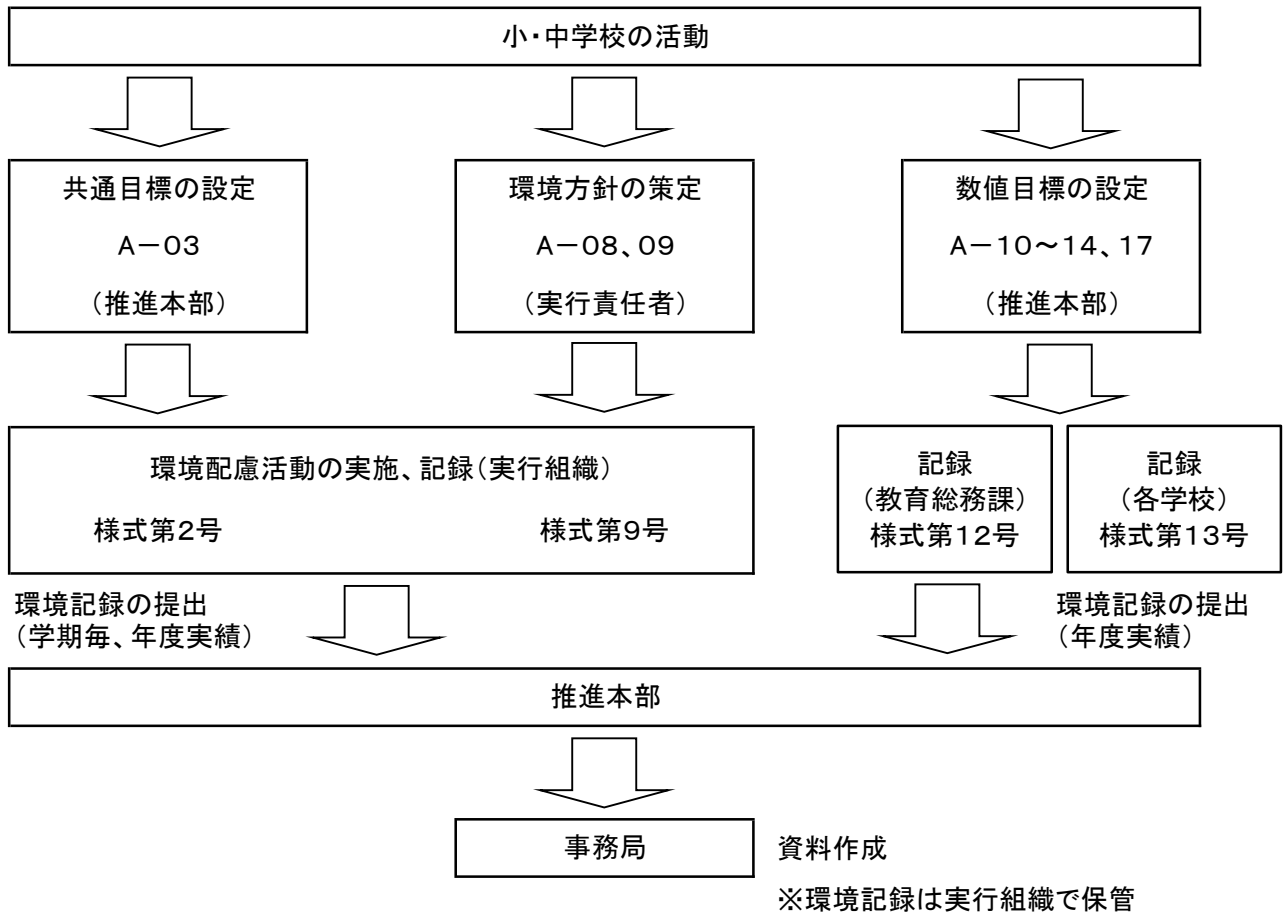
観光農業センター ふるさとの森公園バーベキュー広場 ふれあいの里いずみ亭 公園 若泉運動公園武道館
若泉運動公園弓道場 児玉サッカー場 児玉工業団地遊水池内グラウンド 東部スポーツグラウンド

6 環境活動(エコアクション)

1. 庁舎・施設(課等)

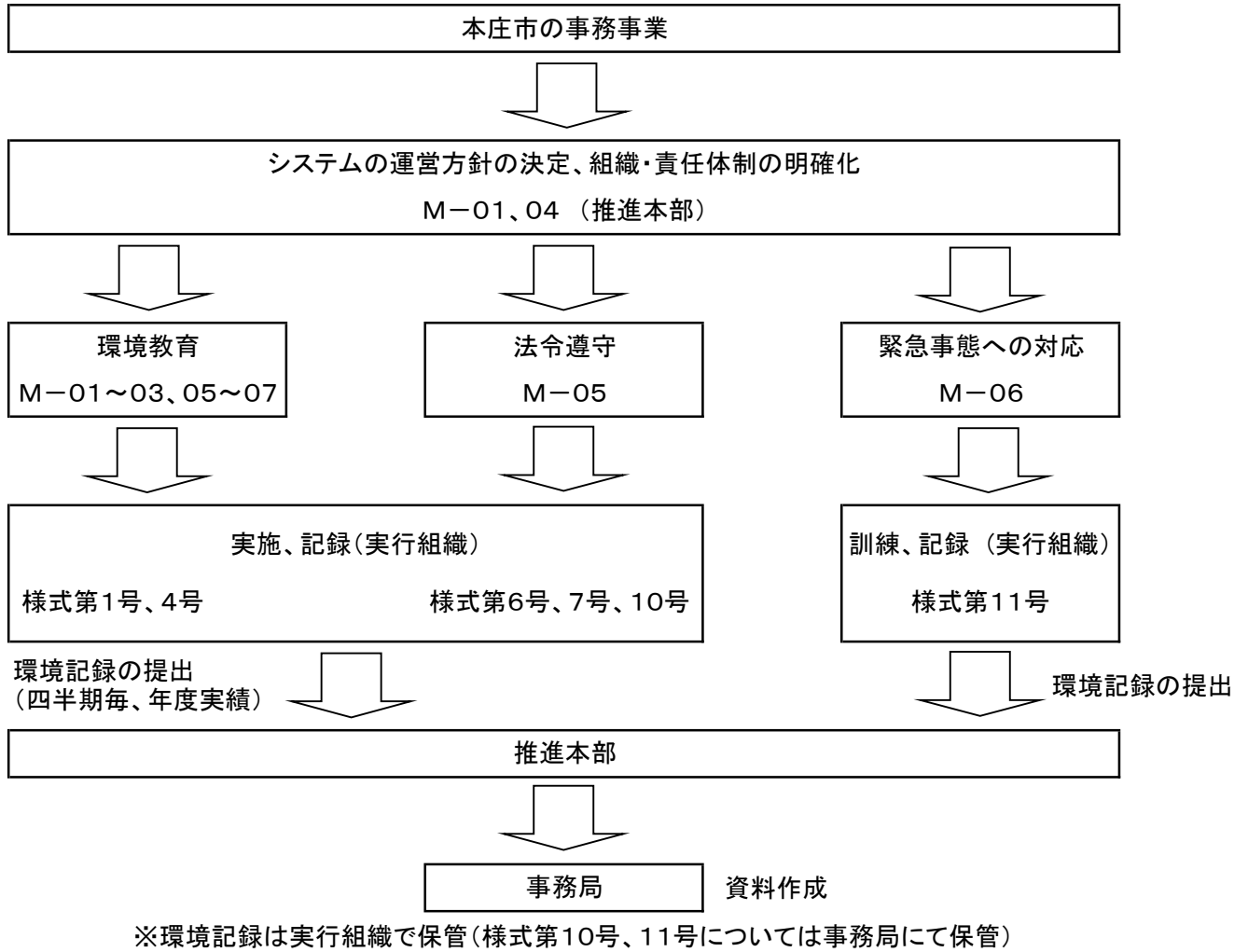


2. 小・中学校

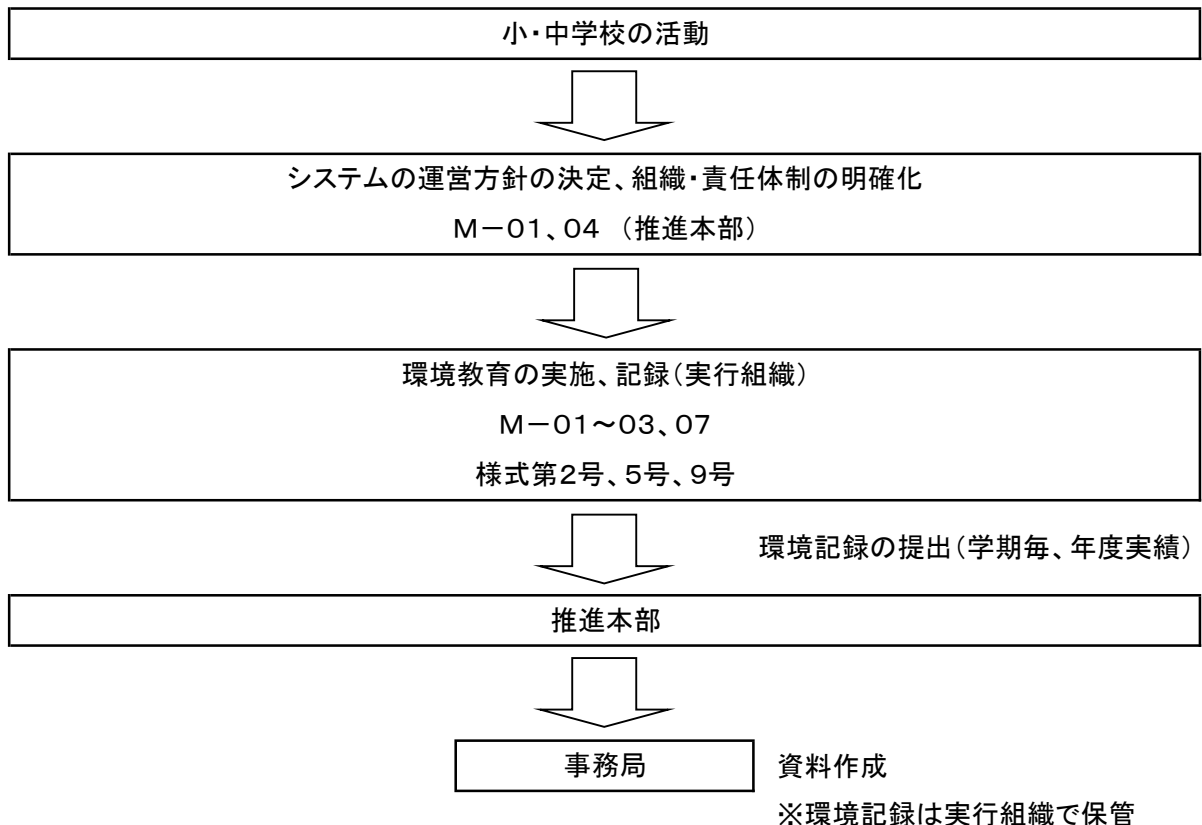


7 環境経営(エコマネジメント)

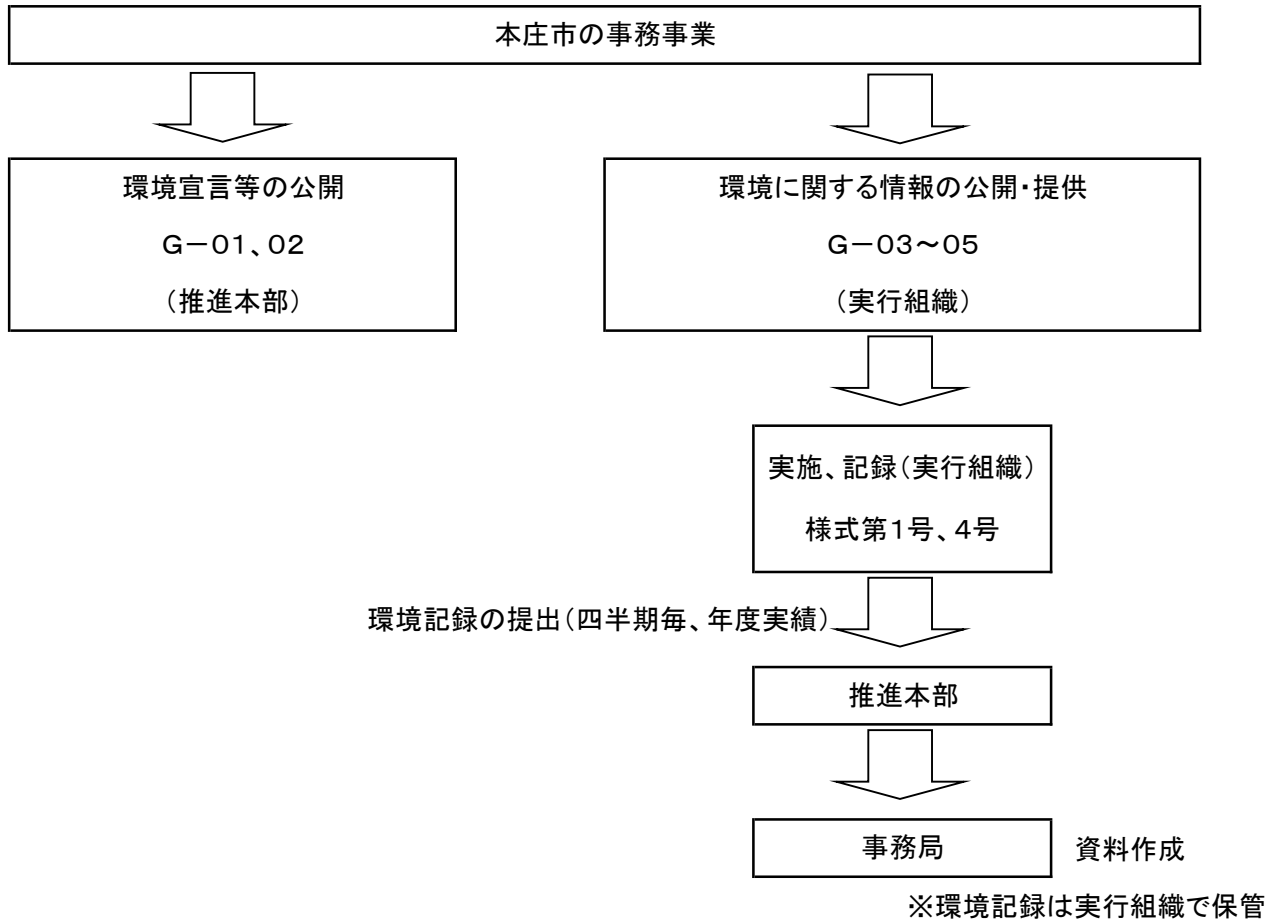
1. 庁舎・施設(課等)



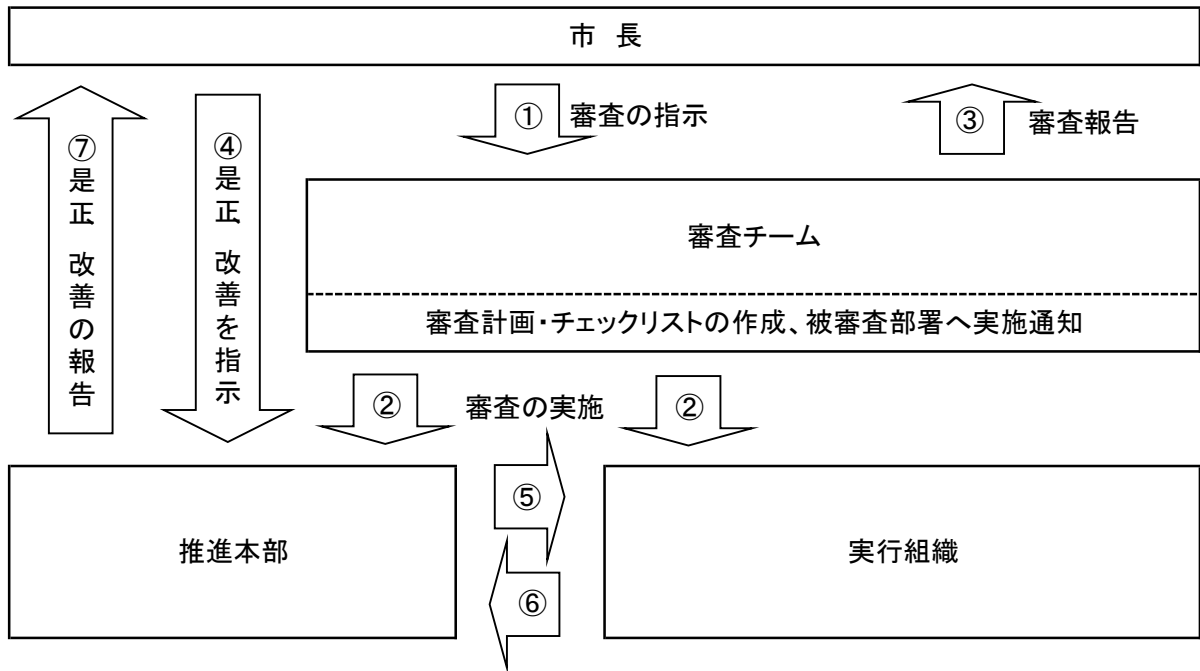
2. 小・中学校



8 環境自治(エコガバナンス)



9 審査



⑤是正、改善を指示、協議 ⑥是正、改善の報告

適正に運用されている場合 … ①～③

是正、改善が必要な場合 … ①～⑦

10 環境宣言

平成20年4月1日、市民・事業者・市が一体となって地球環境にやさしいまちづくりを目指すため、環境に関する目標や基本理念、基本方針を定めた「本庄市環境宣言」を行いました。

環境マネジメントシステムはこの「本庄市環境宣言」に基づき構築及び運用しています。

本庄市環境宣言

本庄市は、夢と希望にあふれた「地球環境にやさしいまち」をつくることを宣言します。

【基本理念】

人は、生命の源である地球から限りない恵みを受けています。しかし、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型社会は、川の汚れなどの身近な問題から地球温暖化など世界規模の問題まで引き起こしています。そこで、私たちはこれまでの暮らしや営みを見直し、恵み豊かな環境を次代に引き継ぐため、積極的に行動します。

【基本方針】

郷土の偉人塙保己一の遺したことば「世のため、後のため」をまちづくりの基本として、市民・事業者・市が一体となって、環境を守るために「何ができるか」を考え、身近なところから一步一步着実に環境にやさしい行動をとり、その輪を地域全体に広がっていきます。

- 市民は、環境に対して関心を持つとともに、環境にやさしい行動に努めます。
- 事業者は、社会的な責任を認識して事業活動を進めるとともに、地域の環境保全活動に積極的に取り組みます。
- 市は、環境に配慮した行政経営を率先して行い、市民・事業者とともに環境への取り組みを広めます。

平成20年4月1日

本庄市長

吉田信解

11 SDGs達成への取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年に国連で採択された世界共通の目標で、2030年までに達成すべき17の目標とそれらを達成するための169の具体的なターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取組が示されています。



本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、後世に大きな業績をのこしました。

令和3年5月4日、本市はこの「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦する「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

本庄市環境宣言の基本理念にある「恵み豊かな環境を次代に引き継ぐ」は、SDGsの「誰一人取り残さない社会」の実現にも通じています。

そのため、本システムの運用による継続的な環境配慮活動は、環境宣言の目指す「地球環境にやさしいまち」の実現のみならず、SDGsの達成及びゼロカーボンシティの実現においても貢献すると考えられます。



本庄市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界全体や各地域において、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を確保するための対策が求められる状況にあります。

2015年にパリ協定で合意された「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標は、国際的に共有されています。また、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書によると、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

2020年10月、政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本市もゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を今後の大きな課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、『群書類従』を完成させるなど、後世に大きな業績をのこしました。

本市は、この「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。

2021年（令和3年）5月4日

本庄市長 **吉田信解**



13 本庄市環境マネジメントシステム推進組織体制要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市環境マネジメントシステムの構築、運用、維持及び管理(以下「構築及び運用等」という。)に関する組織について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、本庄市環境マネジメントシステム外部審査員設置条例(平成20年本庄市条例第2号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(推進組織体制)

第3条 本市において、本庄市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)を実施及び推進するための組織体制は、別表のとおりとする。

(市長の職務)

第4条 市長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境方針を策定すること。
- (2) システム全体の目的及び目標(以下「全体の目的及び目標」という。)を承認すること。
- (3) システムの構築及び運用等を行うに当たり、人的、物的、財政的その他必要な資源を確保すること。
- (4) システムの見直しを行い、必要に応じ、次条に規定する環境マネジメントシステム推進本部(以下「推進本部」という。)に対し、次に掲げる指示を行うこと。
 - ア 全体の目的及び目標、法的要求事項等に対する不適合が生じた場合の是正及び改善の措置
 - イ 市民等利害関係者からのシステムの改善に係る意見聴取等
 - ウ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態の対処措置
- (5) 本庄市環境マネジメントシステム内部審査員(以下「内部審査員」という。)の任命を行うこと。
- (6) システムの見直しのため、年1回以上、環境マネジメントシステム審査チーム(以下「審査チーム」という。)にシステムの審査を指示すること。
- (7) 審査結果について、条例第6条第1項に規定する主任審査員(以下単に「主任審査員」という。)から報告を受けること。
- (8) システムの是正・改善の結果について、推進本部から報告を受けること。

(推進本部の組織)

第5条 市長からの指示事項及びシステムに関する重要な事項を総合的かつ専門的に協議するため、推進本部を設置する。

- 2 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。
- 3 本部長には副市長を、副本部長には教育長及び経済環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、部、局及び総合支所(以下「部等」という。)の長をもって充て、その所掌する部等における環境マネジメントシステム実行組織(以下「実行組織」という。)の事務を統括する。

(推進本部の所掌事務)

第6条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全体の目的及び目標の案を作成すること。
- (2) システムの構築及び運用等に係る事項を確立し、統括すること。
- (3) システム全体の実施計画を策定すること。
- (4) 実行組織に対し、次に掲げる事項について指示し、必要に応じて報告を受けること。
 - ア 全体の目的及び目標に対する取組
 - イ 全体の目的及び目標の達成に向けた実行組織としての目的及び目標(以下「独自目標」という。)の設定と実施計画の策定
 - ウ 定期的な環境記録の作成
 - エ 法的要求事項等に関する遵守
 - オ 職員等に対する教育及び訓練の実行
 - カ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態を予防又は緩和するための手順の確立と発生時の必要な対応
 - キ システムの是正及び改善に関する事項

- ク その他推進本部が必要と認める事項
- (5) 市長に対し、次に掲げる事項について報告すること。
 - ア 全体の目的及び目標の案
 - イ システムの運用状況に関する事項
 - ウ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態の発生の報告と対応措置
 - エ システムの是正・改善に関する事項
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (6) 審査チームに必要な訓練及び教育に関することを統括すること。
- (7) 環境マネジメントマニュアル、審査結果等のシステム運用状況を広く市民に公表すること。
- (8) 環境マネジメントシステム事務局(以下「事務局」という。)に対する必要な指示に関すること。
- (9) その他システムの運用に必要な事項の決定に関すること。

(本部長の職務)

第7条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を統括する。

(副本部長の職務)

第8条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、教育長、経済環境部長の順とする。

- 2 副本部長のうち教育長は、教育委員会及び市立学校におけるシステムの推進活動を統括する。
- 3 副本部長のうち経済環境部長は、市の事務事業のうち教育委員会及び市立学校以外におけるシステムの推進活動を統括する。

(エネルギー管理統括者)

第9条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により本市が経済産業大臣から特定事業者の指定を受けたときは、法第7条の2第1項に規定するエネルギー管理統括者として、副本部長のうち経済環境部長を充てるものとする。

(省エネルギー推進委員会)

第10条 市の事務事業におけるエネルギーの使用の合理化を進めるため、推進本部の下に省エネルギー推進委員会を設置する。

- 2 省エネルギー推進委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長には、法第7条の3第1項に規定するエネルギー管理企画推進者をもって充てる。
- 4 委員は、推進本部が別に選出する者をもって充てる。

(省エネルギー推進委員会の所掌事務)

第11条 省エネルギー推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第14条第1項の規定による中長期的な計画の案を作成し、エネルギー管理統括者に報告すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する事項を検討し、エネルギー管理統括者に報告すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項の規定による計画の案を検討し、本部長に報告すること。

(実行組織)

第12条 システムを計画的かつ円滑に運用するための単位として実行組織を設置し、組織的な環境負荷の低減を推進する。

- 2 実行組織は、市職員、教職員(臨時的任用職員及び嘱託職員を含む。)及び児童・生徒をもって課、施設並びに学校単位で組織する。
- 3 実行組織には、実行責任者及び環境推進員を置く。
- 4 実行責任者は、課等の長及び施設の長並びに学校長をもって充てる。なお、長が複数の施設の長を兼務する場合等で、市長が特に必要と認める場合は代理人を選任することができる。

(実行責任者)

第13条 実行責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行組織におけるシステムの運用等について統括すること。
- (2) 独自目標の設定と実施計画を策定し、推進本部に報告すること。
- (3) 環境推進員を選任すること。
- (4) 環境推進員が作成した環境記録を承認し、推進本部に報告すること。

- (5) 所属職員等に対する教育及び訓練に関すること。
- (6) 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態を予防又は緩和するための手順を確立し、発生時に必要な対応を行い、推進本部に報告すること。
- (7) システムの是正・改善すべき事項について、必要に応じて推進本部と協議し、環境推進員と協力して是正・改善に向けた活動を推進し、その結果を推進本部に報告すること。
- (8) 実行組織による環境に関する計画、施策及び事業を広く市民に公表すること。
- (9) その他推進本部が必要と認める事項を実施し、報告すること。

(環境推進員)

第14条 環境推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行組織におけるシステムの運用等について、実行責任者を補佐すること。
- (2) 環境記録を作成し、実行責任者に承認を求めること。
- (3) 環境記録を管理すること。
- (4) 事務局との連絡等を行うこと。
- (5) システムの是正・改善すべき事項について、実行責任者と協力し、是正・改善に向けた活動を推進すること。
- (6) その他実行組織のシステムに関する事務を処理すること。

(審査チーム)

第15条 システムの適正な運用の点検及び評価を行うため、審査チームを置く。

- 2 審査チームは、主任審査員、外部審査員及び内部審査員をもって組織する。
- 3 審査チームは、システムの適正な運用が図られているか、独立的に審査する。

(主任審査員)

第16条 主任審査員の職務は、条例第6条第2項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査計画に基づき、審査チームを招集し、審査を実施すること。
 - (2) 被審査部署へ審査実施の通知をすること。
 - (3) 審査チームの活動を指揮すること。
 - (4) 審査の結果を市長に報告し、必要に応じて是正・改善のための助言を行うこと。
 - (5) 外部審査員のうちから、主任審査員に事故があるときの代理を指名すること。
 - (6) その他審査の実施及び報告に関すること。
- 2 主任審査員に事故があるときは、あらかじめ主任審査員が指名した外部審査員が、その職務を代理する。

(内部審査員)

第17条 内部審査員は、審査員研修を受講した市職員とする。

(事務局)

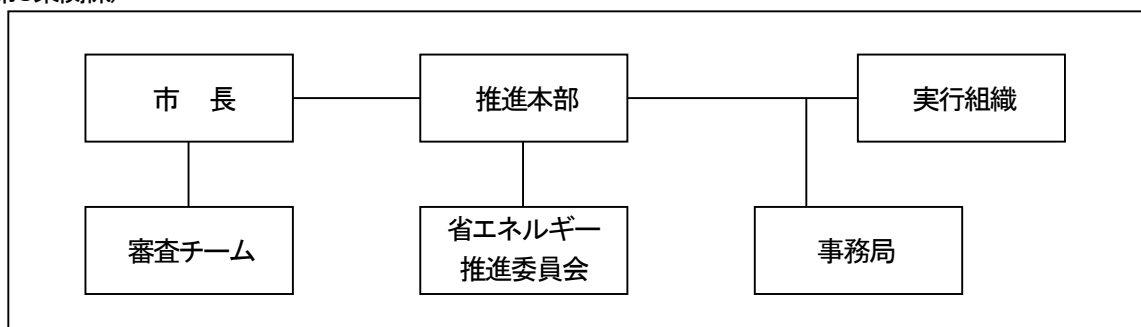
第18条 システムの構築及び運用等に関する作業を円滑にするため、事務局を経済環境部環境推進課内に置き、その職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) システム全般に係る事項の連絡調整をすること。
- (2) その他推進本部が必要と認める業務を行うこと。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、システムの実施及び推進に関して必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)



14 目標

部門	項目	目標
環境活動（エコアクション）		視点：事務事業、施設・学校において環境への配慮がなされているか
	A-01	本庁舎および支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-02	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-03	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-04	公用車使用による環境影響を抑制します。
	A-05	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
	A-06	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。
	A-07	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
	A-08	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
	A-09	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
	A-10	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づくエネルギー管理を行います。
	A-11	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 電気使用量
	A-12	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 施設燃料使用量
	A-13	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 LPガス使用量
	A-14	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 都市ガス使用量
	A-15	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 ガソリン車両（LPG車両を含む）による燃料使用量
A-16	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 軽油車両による燃料使用量	

	A-17	本庁舎および支所、各施設における水使用量を削減します。
	A-18	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 ごみ排出量
	A-19	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 紙の使用量
環境経営 (エコ マネ ジ メ ン ト)	視点: 環境を意識した行政経営がなされているか	
	M-01	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
	M-02	事務事業に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識、理解します。
	M-03	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。
	M-04	環境への取り組みに関する組織体制と責任を明確にします。
	M-05	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
	M-06	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
	M-07	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
	M-08	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
	M-09	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。
環境自治 (エコ ガ バ ナ ン ス)	視点: 政策・事業内容やその途中経過が公開されているか	
	G-01	環境に関する取り組みの基本指針を公開・提供します。
	G-02	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。
	G-03	環境に関する計画を公開・提供します。
	G-04	環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。
	G-05	環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

15 具体的な取り組み

環境活動(エコアクション)部門

事務事業、施設・学校において環境への配慮を定着させることが目的です。

A-01	市役所および支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
A-02	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。

各施設や課において、省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などの環境配慮活動を実施することが目標です。下記の取り組み方法をよく読み、積極的に実施してください。

<具体的な取り組み方法>

◎省エネ・省資源

冷暖房

- 冷房中の室内温度は、会議室等も含め、28度程度に設定してください。
- 暖房中の室内温度は、会議室等も含め、20度程度に設定してください。
- 空調設備がある施設では、扇風機やストーブ等個人用の冷暖房機器を一切使用しないでください。
(体調不良等の止むを得ない事情は除く。)
- 冷暖房機器の使用時間は、業務(開館・開所)時間内のみとします。
- ブラインド、カーテンを閉めて、冷暖房効率を高めてください。
- 冷暖房運転時の室内機のスイッチを適切に管理してください。

電気

- 電灯のスイッチは、適切に操作を行い、勤務時間中であっても事務に支障のない範囲でその一部を消灯してください。
- 市役所や支所、その他8時30分に始業する施設は、来庁者や緊急時等の業務を除き、8時30分まで点灯しないでください。
- 市役所や支所、その他17時15分に終業する施設は、来庁者や緊急時等の業務を除き、全館17時30分までに消灯してください。
- その他17時30分以降も開館・開所している施設は、閉館・閉所後、できるだけ早く消灯してください。
- 時間外勤務や休日出勤の場合は、必要な範囲のみ照らす部分的な照明にしてください。
- 休憩時間中は、窓口業務を除くほかは、全て消灯してください。
- 会議時間を厳守し、開始前及び終了後は消灯してください。

- 勤務終了後は速やかに退庁してください。
- できるだけ階段を利用し、職員のエレベーターの使用は控えてください。
- 節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定をしてください。
- 電化製品類を使用しない時は、コンセントを抜くか、主電源を落とし、待機電力の節約に努めてください。
- 携帯電話、デジタルカメラ等の私物電化製品の充電は、一切止めてください。

省資源

- 湯沸かし器やガスコンロの使用は、無駄のないように適切に行ってください。
- 水の節約に努めてください。
- 印刷やコピーは、できるだけ両面印刷や両面コピーをしてください。
- 片面印刷の使用済み用紙は、できるだけ裏面利用やメモ用紙として利用してください。ただし、個人情報の部外への漏洩には十分注意してください。
- 文書作成中での確認のための印刷は極力控えてください。
- 印刷物の作成部数は、必要最小限にしてください。
- 課内で同じ資料を複数の職員が保有しないよう、共有化してください。
- 会議資料を簡素化してください。
- 会議資料はタブレット端末を用いて閲覧するなど、電子化を検討してください。
- ファイルやフォルダーはできるだけ再利用してください。
- 使用済みの封筒は、できるだけ再使用してください。
- 物品購入の際には、代用品がないかどうか再検討してください。

◎ごみの適正処理・減量・リサイクル

適正処理

- 関係法令を遵守してください。
- 事業活動に伴って排出された廃棄物は、自らの責任において処理をしてください。
- 廃棄物の種類に応じ、適正な処理をしてください。

減量

- 使い捨て容器を使用している業者からの弁当等の出前をできるだけ控えてください。
- 残飯を極力減らすことに努めてください。
- 職場での使い捨ての紙コップや皿の使用は止めてください。
- 缶、ペットボトル等は、資源としてリサイクルし、ごみにしないでください。
- 個人用のゴミ箱は使用せず、共用のゴミ箱や古紙回収箱へ排出してください。
- 備品類は、できるだけきれいに扱い、修繕し、長い間使うように心がけてください。
- その他ごみを排出するときは、分別方法を守ってください。

リサイクル

- 古紙類は、①コピー用紙、②新聞紙、③ダンボール、④雑紙、⑤雑誌類の5つに分別してください。
- 名刺やメモ用紙等の小さな紙は、古封筒に入れ、本・雑誌と一緒に出してください。
- 家電リサイクル法、PCリサイクル法等のリサイクルに関する法令を遵守してください。

◎グリーン購入

- 物品の購入やリース契約にあたっては、できるだけグリーン購入対象品目を優先に購入してください。
グリーン購入対象品目の一覧及び判断基準については、「グリーン購入の手順」をご参照ください。
- 外注印刷物は、できるだけ古紙配合率の高い再生紙と植物性のインクを使用してください。

＜実行責任者の役割＞

- 職員が上記の取り組みを実施しているか把握し、指導してください。
- ごみの分類や分け方については、キャビネット保管「産業廃棄物分類表」を活用してください。
- 物品の購入決裁時に「グリーン購入の手順」に則していたか確認してください。

[実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]

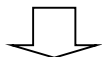
■省エネ・省資源

クールビズ、ウォームビズを心がけていますか。



「暑い時は涼しく」、「寒い時は着て」。エアコンに頼り過ぎず、服装で温度調整をしましょう。

不必要な照明が点いていませんか。



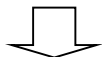
もう1度自分の周りを見直して、必要な照明だけ点けましょう。

省エネ設定をしていますか。



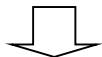
OA機器、電化製品の機能を再確認し、省エネ設定をしましょう。

待機電力の節約をしていますか。



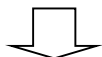
主電源を切りましょう。コンセントを抜きましょう。

荷物がないのにエレベーターを使っていますか。



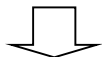
大きな荷物、重い荷物を運ぶ時、健康上の問題がある時以外は、階段を使いましょう。

勤務時間外の業務が多くありませんか。



各自の業務、係・課内の仕事の配分を見直して、できるだけ時間外業務を減らしましょう。

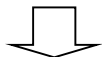
OA用紙を使い過ぎていませんか。



必要なものを必要な時に印刷し、紙の無駄を無くしましょう。

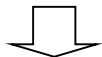
■ごみ減量

ごみが出ることを気にしていますか。



ごみになるようなものはできるだけ使わないようにしましょう。過剰包装は断りましょう。

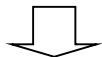
備品、消耗品等を購入する時、必要性を吟味していますか。



購入の検討時に、代替品がないか、本当に必要かを再度考えましょう。

■グリーン購入

事務用品等の使用から生じる環境への負荷を気にしていますか。



物品の購入やリース契約の検討の際に、物品等の生産時の環境への負荷を考慮しましょう。

A-03	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
------	--

各学校において、省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などの環境配慮活動を実施することが目標です。職員・児童・生徒が一体となり、積極的に実施してください。

<具体的な取り組み方法>

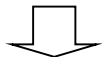
- 学習活動の一環として、積極的な環境配慮活動を推進してください。
- 環境目標及び環境配慮活動(例)を参考にして、各学校に即した活動を取り組んでください。

<実行責任者の役割>

- 職員・児童・生徒が、上記の取り組みを実施しているか把握し、指導してください。
- ごみの分類や分け方・出し方について、「事業系ごみの処理ガイドブック」を活用してください。
- 物品の購入決裁時に「グリーン購入の手順」に則していたか確認してください。

[実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]

環境を配慮する意識の浸透に努めていますか。



「環境宣言」や各学校の「環境方針」などを周知し、環境への意識を高めましょう。

A-04	公用車使用による環境影響を抑制します。
------	---------------------

公用車の適切な使用による環境負荷低減を目的としています。

<具体的な取り組み方法>

- 遠距離の出張は、荷物の運搬時等を除き、公共交通機関を利用してください。
- 近距離については、できるだけ自転車、徒歩で移動してください。
- 運転の際には、安全運転とエコドライブに気を配ってください。
- アイドリングストップを実施してください。

<p><実行責任者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ●出張時の決裁時に公用車を使用せざるを得ないか確認し、指導してください。
--

<p>[実施が不十分な場合 … 見直してみよう]</p> <p>走行距離が多い理由を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>不要不急の公用車使用がないか、再度見直しましょう。</p>

A-05	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
------	--------------------------------------

庁舎や施設に常駐・常在する業者へ対し、実行責任者が環境配慮の指導や要請を行い、環境保全に取り組むことを目的としています。

<p><実行責任者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ●業者へチラシ等を配布し、次のような環境配慮への協力を要請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ☆当該施設までの通勤に際し、従業員の公共交通機関の積極的な利用 ☆環境マネジメントシステムの基本方針と目標の理解 ☆社用車のアイドリングストップ、安全運転 ☆職員と同様の省エネ・省資源、リサイクル、ごみ減量への取り組み ☆その他、業務にあたり、環境への配慮 ●業者に対し、いつ指導・要請を行ったか、記録(様式第4号)させてください。

A-06	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。
------	---------------------------------

庁舎や施設に出入りする業者に対し、全職員が環境配慮の要請等を行い、環境保全に取り組むことを目的としています。

<協力要請事項>

- ☆職員への個別チラシの配布の自粛
- ☆環境マネジメントシステムの基本方針と目標の理解
- ☆社用車のアイドリングストップ、安全運転
- ☆商品納品時の包装容器の持ち帰り
- ☆職員と同様の省エネ・省資源、リサイクル、ごみ減量への取り組み
- ☆その他、業務にあたり、環境への配慮

<実行責任者の役割>

- 業者に対し、いつ要請等を行ったか、記録(様式第4号)させてください。

A-07	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
------	----------------------------------

各課の業務、各施設の運営において、独自の環境配慮活動を実施することにより環境への意識の向上を図ることが目的です。

<具体的な取り組み方法>

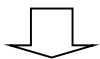
- 各課・施設で年度目標を設定して、組織として取り組んでください。

<実行責任者の役割>

- 課内会議、回覧文書などを利用して、所属職員全員の「組織として行える環境配慮活動についての意見」を聴取し、それをまとめて「独自の環境目標」を設定・周知し、取り組みを推進してください。
- 「独自の環境目標」を年度当初、速やかに事務局へ提出(様式第8号)してください。

[実施が不十分な場合 … 見直してみよう]

独自目標は周知されていますか。



独自目標を再度周知し、取り組みの実践により環境問題に対する意識をより一層高めましょう。

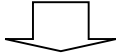
A-08	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
------	--------------------------

「環境問題に気付き、環境を守ろうとする心と態度を育成する」ことが目的です。

<具体的な取り組み方法>

- 環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成するとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指して主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努めてください。
- 地域の自然や社会の中での体験や活動を重視し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等の関連を図りながら、感受性を豊かにし、問題解決の能力や態度を育ててください。
- 地域の身近な環境を把握し、その特色を積極的に教材化するなど学校として学習課題を設定し、特色ある教育を推進してください。

<p><実行責任者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員全員で「環境教育」の推進をしてください。

<p>[実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]</p> <p>学校行事と授業・課外活動で環境配慮の意識付けができていますか。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>地球環境・地域環境保全のため、環境を配慮する意識を浸透させましょう。</p>
--

A-09	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
------	--------------------------------

各学校における教育運営において、環境配慮活動を実施することにより児童・生徒の環境への意識の向上を図ることが目的です。

<具体的な取り組み方法>

- 各学校で環境方針を策定して、全児童・生徒・職員で環境配慮活動に取り組んでください。

<p><実行責任者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「基本方針」を踏まえ、各学校の特性を考慮して「環境方針」を策定してください。 ●全児童・生徒・職員に、「環境方針」を浸透させ、取り組みを推進してください。 ●「環境方針」を年度当初、速やかに事務局へ提出(様式第9号)してください。
--

環境経営(エコマネジメント)部門

環境を意識して、行政経営を行うことが目的です。

M-01 環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。

本庄市環境宣言を理解し、それを意識しながら業務に取り組むことが目的です。

M-02 事務事業に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識、理解します。

普段の業務活動によって、地球環境や地域環境へどのような影響を及ぼしているのか認識・理解して、環境配慮に努めることが目的です。

<具体的な取り組み方法>

事務事業が環境へ与える影響を認識・理解し、環境負荷低減を意識しながら、業務に取り組んでください。

M-03 組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。

環境に関する目標を理解し、業務を通じて環境問題を意識し、地球環境・地域環境保全につながる目標の達成に向けた取り組みを行うことが目的です。

<具体的な取り組み方法>

温室効果ガス、水使用量等の数値目標を理解し、目標達成に向けて積極的に取り組んでください。

<実行責任者の役割>

●所属職員全員が、「環境宣言」・「環境への影響」・「数値目標」を理解するよう本マニュアル等を使って、繰り返し職員研修を実施してください。研修を実施した場合は、記録(様式第4号、学校は様式第5号)させてください。

M-04 環境への取り組みに関する組織体制と責任を明確にします。

環境マネジメントシステムに関する組織体制や責任を明確にして、実効性を確保することが目的です。

<実行責任者の役割>

●マニュアルをよく読み、組織体制・責任を認識・理解し、所属職員等に周知してください。

M-05	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
------	-----------------------------

環境へ著しい影響を及ぼすおそれがある施設、事業等に適用される法律、施行令及び施行規則、並びに条例等の要求事項を遵守することが目的です。

<具体的な取り組み方法>

対象施設等の所属職員全員が「法的要求事項」を理解し、法令を遵守してください。

<実行責任者の役割>	
●	所属職員全員が、「法的要求事項」を理解するように職員研修を実施し、適正な施設管理等を推進してください。なお、研修を実施した場合は、記録(様式第4号)させてください。
●	公共工事において環境に配慮し、「契約額500万円以上の工事」については、記録(様式第7号)させて、報告してください。
●	施設の追加、変更がある時は、申請書(様式第10号)を作成させて、報告してください。

M-06	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
------	---------------------------

天災、人災等で起こりうる緊急事態について、準備(予防)と対応(緩和)のルールを運用することが目的です。

<具体的な取り組み方法>

該当施設全職員が「緊急事態の手順」を理解し、年1回以上の訓練を行ってください。

<実行責任者の役割>	
●	所属職員全員が、「緊急事態の手順」を理解するように職員研修と年1回以上の訓練を行ってください。研修を実施した場合は、記録(様式第4号)させてください。訓練を実施した場合は、記録(様式第11号)させて、報告してください。

M-07	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
------	---------------------------

環境に関する研修の実施により、環境問題に対する職員の認識と理解を深めることが目的です。

<実行責任者の役割>	
●	本マニュアル等を使い、課内会議などで定期的に環境マネジメントシステムに関する研修を実施してください。また、いつ実施したか記録(様式第4号、学校は様式第5号)させてください。

M-08	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
------	--------------------------------

業務による環境負荷の発生量を把握することにより、目標の達成状況・環境への影響を確認することが目的です。

M-09	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。
------	------------------------

どの程度環境を配慮した行動をとっているか把握することが目的です。

<実行責任者の役割>

●実施状況を記録させて、報告してください。

事務局への提出時期 … P27の提出・記録文書一覧による

数値目標(M-03)

A-10	省エネ法に基づくエネルギー管理を行います。	
A-11	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。	電気使用量
A-12		施設燃料使用量
A-13		LPガス使用量
A-14		都市ガス使用量
A-15		ガソリン車両(LPG車両を含む)による燃料使用量
A-16		軽油車両による燃料使用量
A-17	本庁舎および支所、各施設における水使用量を削減します。	
A-18	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。	ごみ排出量
A-19		紙の使用量

法的要求事項等一覧(M-05)

対象	対象設備(事業)名称	対象法令	要求事項	
全施設		地球温暖化対策の推進に関する法律	地球環境	
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律		
		埼玉県地球温暖化対策推進条例		
	自動車	テレビ、洗濯機	家電リサイクル法	リサイクル
		エアコン、冷蔵庫、冷凍庫	フロン回収破壊法	
		(ディーゼル車)	自動車リサイクル法	
			自動車NOx・PM法	
	事務用品等	グリーン購入法		

対象	対象設備(事業)名称	対象法令	要求事項
都市整備部 上下水道部	公共工事	建設リサイクル法	リサイクル
市役所本庁舎	自家発電機設備	大気汚染防止法	大気
	送風機、空気圧縮機	騒音規制法	騒音
	燃料タンク(A重油・1,950ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
市民活動交流センター	燃料タンク(軽油・190ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
児玉総合支所	燃料タンク(軽油・950ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
いずみ保育所	浄化槽(50人槽)	浄化槽法	水質
久美塚保育所	浄化槽(30人槽)		
保健センター	燃料タンク(軽油・2,000ℓ)	消防法	燃料タンク
		児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	
観光農業センター	浄化槽(21人槽)	浄化槽法	水質
ふるさとの森公園 バーベキュー広場	浄化槽(35人槽)		
ふれあいの里いずみ亭	浄化槽(90人槽)		
公園(13箇所)	浄化槽(各種)		
上水道施設	浄化槽(5人槽)		水質
	自家発電機設備	大気汚染防止法	大気
		埼玉県生活環境保全条例	
	燃料タンク(A重油・12,000ℓ)	消防法	燃料タンク
		児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	
	燃料タンク(A重油・1,950ℓ,1850ℓ)	消防法	燃料タンク
		燃料タンク(A重油・1,950ℓ,950ℓ)	
燃料タンク(軽油・950ℓ,190ℓ)			
揚水施設	埼玉県生活環境保全条例	地下水	

対象	対象施設名称	対象法令	要求事項
学校(6箇所)	浄化槽(各種)	浄化槽法	水質
本庄南公民館	浄化槽(30人槽)	浄化槽法	水質
共和公民館	浄化槽(16人槽)		
児玉文化会館	浄化槽(400人槽、10人槽)	騒音規制法	騒音
	送風機		
	冷却塔	埼玉県生活環境保全条例	燃料タンク
	燃料タンク(灯油・3,800ℓ)	消防法 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例	
児玉総合公園体育館	浄化槽(288人槽)	浄化槽法	水質
	燃料タンク(灯油・1,900ℓ)	消防法	燃料タンク
若泉運動公園武道館	浄化槽(219人槽)	浄化槽法	水質
若泉運動公園弓道場	浄化槽(10人槽)		
児玉サッカー場	浄化槽(18人槽)		
東部スポーツグラウンド	浄化槽(18人槽)		

緊急事態の手順(M-06)

	緊急事態	緊急事態の手順	対象
1	燃料タンク(重油)からの漏洩	重油取扱マニュアル	市役所本庁舎、上水道施設
2	ハロンの漏洩	ハロン系消火設備取扱マニュアル	市役所本庁舎
3	燃料タンク(灯油・軽油)からの漏洩	燃料タンク取扱マニュアル	市民活動交流センター、児玉総合支所、保健センター、上水道施設、児玉文化会館
4	次亜塩素酸ソーダの漏洩	次亜塩素酸ソーダ取扱マニュアル	上水道施設
5	ポリ塩化アルミニウムの漏洩	ポリ塩化アルミニウム取扱マニュアル	上水道施設

環境自治(エコガバナンス)部門

政策や事業内容やその途中経過を公開することが目的です。

G-01 環境に関する取り組みの基本指針を公開・提供します。

環境マネジメントシステムの運営方針等を広く公開・提供することが目的です。

公開・提供する項目 … 「環境宣言」、「環境基本条例」、「環境保全条例」

G-02 環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。

環境マネジメントシステムの達成状況を広く公開・提供することが目的です。

公開・提供する項目 … 「環境マネジメントシステム」の運用状況(ホームページ)

G-03 環境に関する計画を公開・提供します。

環境に関連する計画及びその途中経過を公開・提供することが目的です。

公開・提供する計画 … 「総合振興計画」、「環境基本計画」、「都市計画マスタープラン」、
「地球温暖化対策実行計画」、「一般廃棄物処理基本計画」等

<実行責任者の役割>

- 計画及びその途中経過を率先して公開・提供してください。公開・提供した場合は記録(様式第4号)させてください。
- 計画の策定時、改訂時には、パブリックコメントの募集等を行い、市民・事業者の意見を取り入れてください。

G-04 環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

G-05 環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

環境に影響を及ぼす施策・事業を公開・提供し、市民の環境に対する関心を高めることが目的です。

<実行責任者の役割>

- ホームページや広報紙等で公開・提供してください。公開・提供した場合は記録(様式第4号)させてください。

16 対象施設一覧

部・局名 課・施設名	様式1				様式6・7	様式11	様式3(地球温暖化対策実行計画、省エネ法他)																	
	業 者 指 導	独 自 目 標	職 場 研 修	情 報 公 開			数 値 目 標																	
							電 気	灯 油	A 重 油	L P ガ ス	都 市 ガ ス	ガ ソ リ ン	軽 油	水	般 事 業 系 物	紙								
企画財政部																								
秘書課	○	○	○	○	○																			
企画課	○	○	○	○	○																			
広報課	○	○	○	○	○																			
財政課	○	○	○	○	○																			
情報システム課	○	○	○	○	○																			
資産マネジメント推進課	○	○	○	○	○																			
市役所本庁舎						6	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
総務部																								
行政管理課	○	○	○	○	○																			
課税課	○	○	○	○	○																			
収納課	○	○	○	○	○																			
会計課	○	○	○	○	○																			
監査委員事務局	○	○	○	○	○																			
倉庫								○																
市民生活部																								
市民活動推進課	○	○	○	○	○																			
市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	○	○	○	○		6		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫								○										○	○					
危機管理課	○	○	○	○	○																			
消防団消防器具置場								○										○						
防災行政無線								○																
市民課	○	○	○	○	○																			
支所総務課	○	○	○	○	○																			
児玉総合支所(アスピアこだま)						6		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
児玉総合支所第二庁舎								アスピア こだま										アスピア こだま						
支所市民福祉課	○	○	○	○	○																			
福祉部																								
地域福祉課	○	○	○	○	○																			
シルバー人材センター	○	○	○	○																				
生活支援課	○	○	○	○	○																			
障害福祉課	○	○	○	○	○																			
障害福祉センター								○										○	○					
社会福祉協議会	○	○	○	○																				
高齢者福祉課	○	○	○	○	○																			
老人福祉センターつきみ荘								○	○		○						○							
旧勤労会館								○	○			○					○							
介護保険課	○	○	○	○	○																			
保健部																								
保険課	○	○	○	○	○																			
健康推進課																								
保健センター	○	○	○	○	○	6		○			○						○	○						
子育て支援課	○	○	○	○	○																			
寿学童保育室								○										○	○					
前原児童センター	○	○	○	○				○				○						○	○					
日の出児童センター	○	○	○	○				○				○						○	○					
児玉児童センター	○	○	○	○				アスピ ア			アスピ ア			アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア			
こども家庭センター	○	○	○	○	○																			
発達教育支援センター(すきつづ)	○	○	○	○				いずみ 保育所																
保育課	○	○	○	○	○																			
いずみ保育所	○	○	○	○		6		○										○	○					
久美塚保育所	○	○	○	○		6		○			○							○	○					

記録用紙（令和 年度・共通目標、独自目標、教育、情報発信・M-09）

施設(課)名

環境推進員

			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通	A-01、02	省エネ・省資源	○・△・×											
		ごみの適正処理・減量・リサイクル	○・△・×											
		グリーン購入	適合品目数 調達対象品目数											
	A-04	公用車使用	○・△・×											
	A-05、06	業者指導	回											
独自	A-07	独自目標	○・△・×・-											
教育	M-01~03 05~07	職場研修	回											
情報発信	G-03~05	公開・提供	件											

実施できた場合 … ○

あまり実施できなかった … △

実施できなかった … ×

機会がなかった … -

記録用紙（令和 年度・共通目標、環境教育、職場研修・M-09）

学校名

実行責任者

実行責任者

実行責任者

環境推進員

1学期

2学期

3学期

共通	A-03		4・3・2・1			
			4・3・2・1			
			4・3・2・1			
			4・3・2・1			
			4・3・2・1			
			4・3・2・1			
			4・3・2・1			
教育	A-08	環境教育	4・3・2・1			
研修	M-01~07	職場研修	回			

よく取り組めた … 4

だいたい取り組めた … 3

あまり取り組めなかった … 2

ほとんど取り組めなかった … 1

施設(課)名

環境推進員

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電気	kwh	実績値												
		A-10 A-11 実績値累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A重油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
LPガス	m ³	実績値												
		A-10 A-13 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市ガス	m ³	実績値												
		A-10 A-14 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガソリン	ℓ	実績値												
		A-15 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽油	ℓ	実績値												
		A-16 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水	m ³	実績値												
		A-17 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												
事業系一般廃棄物	kg	実績値												
		A-01・ 02・18 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												
OA用紙	枚	実績値												
		A-19 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												

令和 年度 業者指導・職場研修・情報発信
(M-09)

施設(課)名 _____

(第 _____ 四半期)

項目	番号	月日	内容	対象
業者指導 A-05 A-06	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
職場研修 M-01~03 M-05~07	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
項目	番号	月日	内容	方法
情報発信 G-03~05	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

学校名

職場研修(M-01~03、07)

詳細記録簿
(M-09)

令和 年度・No.

番号	月日	内容	対象
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

施設名

環境推進員

対象名称	対象法令	遵守内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

適正に管理、点検等した場合 … ○

点検、清掃等が不要な場合 … —

必要な管理、点検等をしなかった場合 … ×

対象名称	対象法令	変更等の届出後、 様式第10号を提出	事故時の措置・通報後、 様式第11号で報告	事務局への報告義務はない が、必要とされる遵守項目

課名 _____ 担当者 _____ 工事名 _____

記入開始日： 令和 年 月 日 最終作成日： 令和 年 月 日

法的 要求 事項 チエ ック リス ト	騒音規制法	特定建設作業	作業の有無		届出	規制基準の遵守		法的 要求 事項 チエ ック リス ト	リサイクル法	種類	搬出量	搬出量	再生資源利用促進計画書	確認	
		杭打設作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			アスコン塊	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済	
		びょう打等作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			コンクリート塊	m ³	0 t			
		破碎作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			建設発生木材	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済	
		掘削作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			建設発生土	m ³	0 t			
		空気圧縮機を使用する作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			対象建設工事に該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当					
		コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値			通知書の提出 <input type="checkbox"/> 済					
	振動規制法	特定建設作業	作業の有無		届出	規制基準の遵守		建設 リサイクル法	計画変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		杭打設作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値		適切な実施の確保	<input type="checkbox"/> 助言・勧告・命令 <input type="checkbox"/> 立入検査等					
		破碎作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値		報告書の確認	<input type="checkbox"/> 済					
		建築物の解体・破壊作業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間	<input type="checkbox"/> 基準値								
	法的 要求 事項 チエ ック リス ト	廃棄物処理法	種類	発生量	発生量	マニフェストの写しの有無	備考	環 境 配 慮 事 項 チエ ック リス ト	項目	内 容		設計への配慮		実施の状況	
			木くず	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				周辺環境 への配慮	低騒音・低振動作業機械の採用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			金属くず	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					低排出ガス型作業機械の採用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			がれき類	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					日射障害への対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃プラスチック類			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		電波障害への対応				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
石膏ボード			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		地盤沈下への対応				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
紙くず			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		生物及び植物の保護				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
汚泥			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		適正処理				建設副産物を発生させない	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
繊維くず			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					産業廃棄物の適正処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
アスコン塊			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					発生土の適正処分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
コンクリート塊			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		省エネ・ 資源の有効 利用			省エネルギー機械の採用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
建設発生木材			m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					省エネルギー型設備機器の採用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					耐久性、耐震性、耐火性、保守性に優れた材料や工法の採用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		エコ マテリアル			熱帯型型枠の使用削減、代替型枠の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		再生砕石、再生資材の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		環境配慮素材の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		有害物質混入資材の使用制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
リサイクル法	種類	搬入量	搬入量	再生資源利用計画書	確認	都 市 気 候 の 緩 和 ・ 地 下 水 か ん 養	敷地の緑化面積の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	土砂	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済		歩道への植樹帯の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	砕石	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済		地下水脈の保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	加熱アスファルト混合物	m ³	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済		雨水浸透・透水舗装	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

※該当項目ごとに記入・作成すること。

施設(課)名 _____

環境推進員 _____

令和 年度 実施計画
(A-07)

環境推進活動(独自目標)	
主な実行手段	

令和 年度 実施報告

			評 価	
共通	A-01、02	省エネ・省資源		
		ごみの適正処理・減量・リサイクル		
		グリーン購入		
	A-04	公用車使用		
	A-05、06	業者指導	回	
独自	A-07	独自目標		
教育	M-01~03 05~07	職場研修	回	
情報発信	G-03~05	公開・提供	件	

※グリーン購入については、適合品を購入できなかった場合、その理由等も記入してください。

様式第9号

学校名 _____

保管場所・保管期間（各学校・3年）

環境推進員 _____

令和 年度 実施計画
(A-09)

実行責任者

環境方針	
------	--

令和 年度 実施報告

実行責任者

		評 価	
共通目標	A-03		
環境教育	A-08		
職場研修	M-01~ 03、07	回	

法的要求事項 (変更 ・ 登録) 申請書
(M-05)

令和 年 月 日

庁舎・施設名	
--------	--

環境推進員 _____

要求事項 地球環境・リサイクル・大気・水質・騒音・振動・燃料タンク
有害物質・廃棄物・地下水

対象施設名称	対象法令	制 定	法令遵守内容
		改正日	

測定及び記録(点検)の義務

対象法令	測定対象施設	測定義務	測定項目
	保守点検義務	清掃義務	指定検査機関による検査

基準

物質	規制基準	規制された場合の基準

午前 時～午前 時	
午前 時～午後 時	
午後 時～午前 時	

構造基準

対象施設		

各検査項目の望ましい範囲

項 目	望ましい範囲

規制基準

項 目	規制	許 容 限 度

緊急事態への対応（記録・訓練）
（M-06）

部署名

設備使用責任者

発生日時	年 月 日（ ） :
発見者（連絡者）	
通報日時	本庄消防署： 月 日（ ） :
	北部環境： 月 日（ ） :
環境設備・業務名	
発生場所	
緊急事態の状況	
環境影響	
応急処置	
汚染状況の伝達・調査	
事後処理	
再発防止措置	
手順の見直しの有無	有 ・ 無
有の場合、 見直しをすべき内容	
添付書類等	

記録用紙（令和 年度・数値目標・M-O8）

小学校

			本庄東	本庄西	藤田	仁手	旭	北泉	本庄南	中央	児玉	金屋	秋平	本泉	共和	小学校計
施設 燃料	電気 A-11	Kwh 実績値														0
	灯油 A-12	ℓ 実績値														0
	LPガス A-13	m ³ 実績値														0
	都市ガス A-14	m ³ 実績値														0
	水 A-17	m ³ 実績値														0
	事業系一般廃棄物 A-3 A-18	kg 実績値														

中学校

			本庄東	本庄西	本庄南	児玉	中学校計
施設 燃料	電気 A-11	Kwh 実績値					0
	灯油 A-12	ℓ 実績値					0
	LPガス A-13	m ³ 実績値					0
	都市ガス A-14	m ³ 実績値					0
	水 A-17	m ³ 実績値					0
	事業系一般廃棄物 A-3 A-18	kg 実績値					0

学校名 _____

環境推進員 _____

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電気 A-11	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯油 A-12	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LPガス A-13	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市ガス A-14	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 A-17	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系一般廃棄物 A-3 A-18	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0